

## 佐賀県規則第19号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(支出負担行為の手続)</p> <p><b>第56条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、収支等命令者は、<u>別表第1のD欄の支出負担行為として整理する時期が支出決定のとき、請求のあったとき、又は月計総額が確定したときとなっている経費</u>（支出負担行為をしたときに会計管理者の確認を受けなければならない経費を除く。）については、第1項の支出負担行為に代えて支出負担行為併用支出（払出）命令書により整理することができる。</p> <p>4 略</p> <p>(入札保証金)</p> <p><b>第103条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 収支等命令者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額して競争に参加させることができる。</p>	<p>(支出負担行為の手続)</p> <p><b>第56条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号に掲げる経費（支出負担行為をしたときに会計管理者の確認を受けなければならない経費を除く。）については、第1項の支出負担行為に代えて支出負担行為併用支出（払出）命令書により整理することができる。</p> <p>(1) <u>別表第1のD欄の支出負担行為として整理する時期が支出決定のとき、請求のあったとき、又は月計総額が確定したときとなっている経費</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、支出負担行為併用支出（払出）命令書により整理することが適当と認められる経費</u></p> <p>4 略</p> <p>(入札保証金)</p> <p><b>第103条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 収支等命令者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額して競争に参加させることができる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国又は地方公共団体</u>との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者</p> <p>4 略 (予定価格)</p> <p><b>第105条</b> 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を<u>封印し</u>、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。</p> <p>2・3 略 (契約保証金)</p> <p><b>第115条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>国又は地方公共団体</u>との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国、地方公共団体その他知事が別に定める団体（第115条において「国、地方公共団体等」という。）</u>との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者</p> <p>4 略 (予定価格)</p> <p><b>第105条</b> 収支等命令者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を<u>封書にし</u>、開札又は競りを行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。</p> <p>2・3 略 (契約保証金)</p> <p><b>第115条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>国、地方公共団体等</u>との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>

改正前	改正後
(5)～(7) 略 4 略	(5)～(7) 略 4 略

別表第1の12の項中「産廃マニフェスト」を「産業廃棄物管理票又は受渡確認票」に改め、同表の注の5を削り、注の6を注の5とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。